

令和7年8月29日

## 「ごみ屋敷」対策に関する取組事例

---

環境省 厚生労働省  
消防庁 国土交通省

## はじめに

「「ごみ屋敷」対策に関する調査」（令和6年8月、総務省行政評価局）において、総務省から、関係省庁（環境省、厚生労働省、総務省（消防庁）及び国土交通省）に対し、市区町村での部局横断的な対応を推進する観点から、関係省庁が連携し、「ごみ屋敷」対策に活用可能な支援方策や取組事例等の情報提供を行うよう通知があったところです。

これを受け、関係省庁において取組事例を整理しましたので、業務の参考としてご活用いただくとともに、関係者への周知をよろしく申し上げます。

# 目次

## 1：事案の把握・体制整備関係

- (1) 既存の会議体の活用や外部との連携により対応した取組事例（厚生労働省） . . . . . 1
- (2) 「ごみ屋敷」対応に関する対応体制整備の必要性への認識と取組事例（厚生労働省） . . . . . 2
- (3) 部局横断的な方針策定等に活用可能な会議体（厚生労働省） . . . . . 3
- (4) 連携先として考えられる外部連携機関と連携体制の整備方法（厚生労働省、消防庁） . . . . . 5

## 2：対応段階における支援策関係

- (1) 健康面（身体的・精神的要因）の課題を抱える方への対応事例（厚生労働省） . . . . . 6
- (2) 経済面の課題を抱える方への対応事例（厚生労働省） . . . . . 7
- (3) 健康面・経済面に課題を抱える方に対して活用可能な事業（厚生労働省） . . . . . 8
- (4) 支援現場へのフォロー体制（厚生労働省） . . . . . 10
- (5) 居住者の意識変容に向けた働き掛け（厚生労働省） . . . . . 11
- (6) 廃棄物処理法上の廃棄物該当性の判断事例（環境省） . . . . . 12
- (7) 公営住宅における状況（国土交通省） . . . . . 18

## 3：再発防止関係

- (1) 再発防止に向けた取組（環境省） . . . . . 20
- (2) 再発防止に向けた継続的な支援の取組事例（厚生労働省） . . . . . 21
- (3) 高齢者ごみ出し支援制度の活用（環境省） . . . . . 22

## 4：多機関による連携

- 多機関連携によるごみ屋敷対策と本人に寄り添った支援の事例（厚生労働省） . . . . . 25

## 5：参考情報

- 「ごみ屋敷」に関する調査報告書（環境省） . . . . . 27

※各タイトル名末尾に付した省庁名は、当該ページを主体となって作成等した省庁名を示す。

# (1) 既存の会議体の活用や外部との連携により対応した取組事例 (厚生労働省)

厚生労働省では、「「ごみ屋敷」対策に関する調査」(令和6年8月、総務省行政評価局)に加え、令和6年12月24日から令和7年3月上旬までの間において、追加的に「ごみ屋敷」に関する取組事例の調査を実施し、その結果をとりまとめた。

・既存の法制度に基づく会議体や地方公共団体独自で設置した会議体を活用し、**関係部局間の情報共有、居住者が抱える課題の整理・役割分担等を行った上で効果的な支援を実施**する事例がみられた。

・外部機関との連携においては、社会福祉協議会や民生委員等との連携により**継続的な見守りを可能とする**ほか、警察、医療機関との連携により、**安全確保や専門的支援を受ける体制を確保**している事例がみられた。

## 既存の法制度の活用事例

### (社会福祉法による支援会議を活用した情報共有と多部局連携)

環境部に寄せられた近隣住民からの苦情を受け、社会福祉法の支援会議を開催し、関係機関で情報共有。福祉部が居住者へのアプローチ、環境部が近隣住民の対応、動物担当課が猫の飼育問題を担当するなど、役割を明確化。また、CSWや民生委員とも情報を共有し、住人の課題把握や見守りを実施

【活用施策】社会福祉法による支援会議

【外部団体】CSW、民生委員



### (地域ケア会議を活用した医療・福祉・環境の多機関連携)

民生委員から地域包括支援センターへ情報提供があり、地域ケア会議を開催して環境部局と情報共有。また、認知症の診断があるため、認知症疾患医療センターと情報を共有し、専門機関による支援を実施

【活用施策】介護保険法による地域ケア会議

【外部団体】民生委員、地域包括支援センター、  
認知症疾患医療センター

## 地方公共団体独自の取組事例

### (部局横断的な連携と警察・消防・保健所との情報共有)

ごみ屋敷対策のため、担当者レベルのケース診断会議を活用し、個別事案を関係者で検討するだけでなく、部長級職員との会議を定期的で開催し、庁内連携を強化。外部との連携も重視し、警察・消防・保健所と協力して安否確認を実施。さらに、弁護士や学識経験者、推薦を受けた有識者等を構成員とする会議を開催し、実効性のある法的措置について、適当な意見に基づいて実施できる体制を確保

【活用施策】レベル別会議の開催

【外部団体等】警察、消防、保健所、弁護士等有識者

### (対策会議の必須化による早期把握と支援体制の構築)

「ごみ屋敷」事案の判断や対応を庁内で共有するため、地区ごとに対策会議を開催。既存サービスにつながっていない住民に対し、関係機関と定期的にカンファレンスを実施し、支援アプローチを多角的に検討。見守り体制を強化し、関係機関間で状態の変化を早期に把握・共有する仕組みを構築

【活用施策】区長招集による対策会議(随時開催)

【外部団体】地域包括支援センター、社会福祉協議会、  
基幹相談支援センター

## (2) 「ごみ屋敷」対応に関する対応体制整備の必要性への認識と取組事例（厚生労働省）

・対応体制を整備することにより、**統括する部署・役割分担の明確化、連携の円滑化**が図られ、**早期対応が可能となる**効果等が期待されるなどの意見があった。他方で、体制整備を行わなくても連携は可能との意見もあった。

・**条例で体制を整備する場合、堆積物の火災や倒壊のおそれが高い際の調査・指導・命令や居住者からの費用徴収を可能とする**など、**実効性のある対応を行えるようになる**メリットが確認できた。他方、地方公共団体の実情に応じて、**強制力を行使する必要がない場合は、ガイドラインで具体的な取組方針を示す**という手法を採用している事例もみられた。

### 対応体制整備の必要性についての認識

#### (必要性あり)

- ・ごみ屋敷問題は福祉、衛生、防犯など様々な事業が絡んでおり、**統括する部署が判然としないため、連携が難しい**と考える。
- ・環境担当と福祉担当、福祉担当でも属性ごとの**縦割り意識が根強く、役割分担・連携体制の構築にハードルがある**。
- ・連携体制があらかじめ構築されることで、**早期の対応につながる**ことが期待される。

#### (必要性なし)

- ・**事案により関わりのある部署も異なるため、事案発生時において都度、関係部署と連携することにより対応可能**と考える。
- ・現在、環境部でごみ対策を行っており、必要な際に福祉保健部の所管課所室と連携して対応して足りている。

### 条例で対応している事例

#### (内容)

・地方公共団体が、調査・指導・命令を行う権限や命令に応じない場合の行政執行やその際の費用の徴収規定する条例を策定

#### (プロセス)

・住民の苦情や庁内協議を経て、対象範囲や判定基準、措置内容を整理し、パブリックコメントを実施後に施行

#### (メリット)

・地方公共団体が権限行使できる根拠を整備することで、**実効性のある対応が可能**となった。

### 条例で対応している事例

#### (内容)

・ごみ屋敷への指導・調査権限を強化するとともに、行政執行を可能とする内容の条例を策定

#### (プロセス)

・火災リスクが高まる中、従来は根拠法令がないため、居住者本人への任意の指導・調査に留まっており、**実効性のある手段が必要**だった。強制的な対応を行うために条例上の根拠が必要と判断

#### (メリット)

・環境担当が主体となる体制で、行政代執行を盛り込むことで、より**実効性のある対応が可能**となった。

### ガイドラインで対応している事例

#### (内容)

・関係部署や関係機関、地域住民の理解と協力を得られるよう、ごみの排出や福祉的伴走支援の具体的な手順等を示したガイドラインを策定

#### (プロセス)

・議会で条例制定に向けた陳情が提出され、それを受けて庁内プロジェクト会議で検討。居住者の精神面や加齢の要因が多いことから、公権力を行使して対応するのではなく、関係機関との連携と地域住民の理解と協力を目的としたガイドラインを策定することとした。

#### (メリット)

・居住者とのコミュニケーションが円滑になり、**関係性が深まり継続的な支援が可能**

### (3) 部局横断的な方針策定等に活用可能な会議体① (厚生労働省)

・部局横断的な情報共有や課題の整理、役割分担等を行うための会議体としては、以下のようなものの活用も考えられる。

#### 部局横断的な方針策定等に活用可能な法定の会議体 (1 / 2)

制度・事業	会議名	法令根拠	設置義務	関係機関を含む構成団体	守秘義務	資料・情報等の提供	本人同意
介護保険制度	地域ケア会議	介護保険法 第115条の48	努力	介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（関係者等）により構成される会議	有	会議は協力を求めることができ、関係者等は協力する努力義務	本人の同意を得ることが原則
障害福祉制度	(自立支援) 協議会	障害者総合支援法 第89条の3	努力	関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（関係機関等）により構成	有	協議会は協力を求めることができ、関係者等は協力する努力義務	本人の同意を得ることが原則。同意取得困難な場合は同意なしで提供可
こども施策	要保護児童対策地域協議会	児童福祉法 第25条の2	努力	関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者で構成	有	協議会は協力を求めることができ、関係機関等は応ずる努力義務	本人の同意を得ることが原則
生活困窮者自立支援制度	支援会議	生活困窮者自立支援法 第9条	努力	関係機関、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者により構成される会議	有	支援会議は協力を求めることができ、関係機関等は協力する努力義務	本人の同意を得ることが原則。同意取得困難な場合は同意なしで提供可
生活保護制度	調整会議	生活保護法 第27条の3	任意	関係機関、関係団体及び被保護者に対する支援に関する職務に従事する者その他の関係者で構成される会議	有	調整会議は協力を求めることができ、関係機関等は協力する努力義務	本人の同意を得ることが原則。同意取得困難な場合は同意なしで提供可
女性支援施策	支援調整会議	女性支援新法 第15条	努力	関係機関、関係団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者	有	会議は協力を求めることができ、関係機関等は協力する努力義務	本人の同意を得ることが原則。同意取得困難な場合は同意なしで提供可

### (3) 部局横断的な方針策定等に活用可能な会議体② (厚生労働省)

#### 部局横断的な方針策定等に活用可能な法定の会議体 (2 / 2)

制度・事業	会議名	法令根拠	設置義務	関係機関を含む構成団体	守秘義務	資料・情報等の提供	本人同意
孤独・孤立施策	孤独・孤立対策地域協議会	孤独・孤立対策推進法第15条	努力	関係機関、関係団体及び支援に関係する職務に従事する者その他の関係者で構成	有	協議会は協力を求めることができる(協力する努力義務等はない)	本人の同意を得ることが原則。同意取得困難な場合は同意なしで提供可
包括的な支援体制の整備	支援会議	社会福祉法第106条の6	任意	地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される会議(支援機関等)	有	支援会議は協力を求めることができ、関係機関等は協力する努力義務	本人の同意を得ることが原則。同意取得困難な場合は同意なしで提供可

・法定の会議体のほか、地方公共団体独自で会議体やネットワーク体制を構築している例もある。



#### 市区町村による任意の取組

取組概要	構成員	会議・ネットワークの仕組み
区長招集による対策会議の開催	事務局：区長、保健福祉センター、消防署など 関係部署等：建築関係課、道路河川管理課、社協、地域包括センターなど その他：自治会、町内会、地域住民の組織する団体等	事務局長である区長が必要と認めるときに随時招集。庁内の関係部署担当者のみならず、関係する団体等にも会議に出席してもらい、必要な意見などを求めることができる。
設置要綱に基づく連絡会議の開催	区長、健康福祉関係部局部課長級職員	各区の要綱に基づいて設置され、区内の情報共有、「ごみ屋敷」の判定、対応方針や支援体制の決定、個別事案の進捗管理等を行う。下部組織として部会を設置したり、案件発生後速やかに対応できるよう臨時で開催するなど、柔軟な運用を行うことができる。
レベル別担当者会議の開催	① 庁内関係課の課長級職員 ② 庁内関係部の部長級会議 ③ 弁護士、学識経験者及び推薦を受けた有識者	庁内担当者のレベル別に物品等の堆積による不良な状態の解消及び発生防止のための支援、措置を検討した上、③を活用することで、命令及び代執行手続等、実効性のある法的措置について適当な意見に基づいて実施することができる。

## (4) 連携先として考えられる外部連携機関と連携体制の整備方法（厚生労働省、消防庁）

・福祉分野に限らず専門的な知識を有する外部機関など、庁内外の関係機関・関係団体等と幅広く連携して支援を行っている実態がみられた。外部機関等との連携を進めるにあたっては、ごみ屋敷の問題意識や連携の必要性について十分な理解を得られるような取組や日頃から相談しやすい関係性を構築するなどの取組などがみられた。

### 連携先として考えられる外部関係機関等

- 福祉支援群 …… 社会福祉協議会（CSW含む）、地域包括支援センター、市町村（市町村相談支援事業者）、基幹相談支援センター、認知症疾患医療センター、精神保健福祉センター、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所、社会福祉法人
- 環境対策群 …… ごみ処理会社、住居管理会社、動物愛護センター
- その他関係機関等 …… 警察、消防署、医師会・医療機関、弁護士会、成年後見人、消費生活センター、保護観察所、町内会・自治会、民生委員・児童委員、NPO法人、その他有識者等

※消防庁は、「「ごみ屋敷」対策に関する調査の結果について（通知）」（令和6年8月28日付け消防予第416号消防庁予防課長通知）により、「「ごみ屋敷」対策に関する調査」（令和6年8月、総務省行政評価局）を消防部局に周知するとともに、関係機関との連携について通知している。

### 外部関係機関等との連携を進めたプロセス

- 福祉部局による対象者へのアセスメントを進めるなかで、連携が必要だと判断された機関に対して、**福祉部局から相談し、協力を依頼**した。
- 関連事業の所管課が同じだったため、**既に関係性ができあがっていた**。その上で、CSWなど地域に身近な相談員が中心となって、民生委員や自治会などとの連携を広げていった。
- **日頃から必要に応じて情報共有や連携は行っているが**、さらに関係部局の役割をフロー図として可視化することで、役割分担と責任の所在を明確化した。
- 有事の際に円滑に連携できるよう、**日常から顔の見える関係性の構築**に努めた。
- 重層的支援体制整備をすすめるなかで、支援関係機関やインフォーマルな支援者とともに「**ごみ屋敷**」についての**問題意識を共有し、必要な対応や資源について情報交換や意見交換**を行った。
- 策定した条例をもとに、関連する案件を受け度に関係機関に対して**繰り返し連携の必要性を説明**し、徐々に理解を得た。

# (1) 健康面（身体的・精神的要因）の課題を抱える方への対応事例（厚生労働省）

・身体的課題を抱える方については、**介護サービスの導入、介護施設への入所、成年後見制度の活用**などをきっかけに事案の解消につなげた事例がみられた。精神的課題を抱える方については、**医師などによるアウトリーチ**をきっかけに福祉的支援につながった事例もみられた。

## 健康面（身体的・精神的要因）の課題を抱える方への対応の取組例

### ■ 法定事業等の取組

（介護保険サービスの利用、地域包括支援センターによるアウトリーチ支援）

- ・ **地域包括支援センターが定期訪問**する中で、本人の体調が悪化し動けなくなった。嘱託医が訪問したが、本人は入院を拒んだ。さらに入浴もできていない状態だったので説得を重ねた結果、**デイケア利用を実現**。関係者と信頼関係が構築されてきたことから、堆積物の処分を促した。

（介護保険サービスの利用、成年後見制度の申立て）

- ・ **成年後見制度につなげ、介護保険サービスの利用を開始**した。関係者による定期的な見守りを継続した。

（成年後見制度の申立て）

- ・ けがで入院したことにより堆積物を抱えた者が、本人には生活能力がなく在宅生活困難な状況だったが、**成年後見制度を活用し、片付けと施設入所等を支援**

（障害福祉サービス）

- ・ **精神障害者が主治医の訪問やヘルパーの粘り強い支援**を受けながら片付けができるようになり、生活環境改善につながった。

（精神保健福祉センター等によるアウトリーチ支援）

- ・ **医師などによるアウトリーチチームが支援**を行い、一定期間の継続支援で生活改善につなげた。

### ■ 市区町村による独自の取組や公益的な取組事例

（都道府県及び市区町村独自の取組）

- ・ **職員が精神科医にごみ屋敷対策の相談ができる事業**を開始し、効果的なアプローチの助言を受けることで、**居住者の意識変容**につなげた。

（地域住民の地域における公益的な取組）

- ・ 近隣住民の協力を得ながら、**支援会議を通じた輪番清掃**を実施した。

## (2) 経済面の課題を抱える方への対応事例（厚生労働省）

・生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の事業を活用し、生活の立て直しを図ったことをきっかけに事案の解消につながった事例がみられた。また、社会福祉法人・地域住民による公益的な取組により、経済的な負担なく支援を行った事例もみられた。

### 経済面の課題を抱える方への対応の取組例

#### ■ 法定事業の取組事例

(生活困窮者自立支援制度の利用)

- ・生活困窮者がストレスにより、ごみを堆積したため、**条例に基づく排出支援を実施するほか、生活困窮者自立支援制度における家計改善支援事業により生活の立て直しを支援した。**

(生活保護制度に基づく一時扶助)

- ・養護老人ホームの入所に伴い、**生活保護制度に基づく一時扶助を活用し、家財処分を実施した。**
- ・日常生活に支援が必要と思われたため、施設入所等について本人と話し合い、**経済的に困窮している状況を踏まえ、老人福祉法に基づく措置入所を申請し、その後、措置開始となった。**

#### ■ 公益的な取組事例

(地域住民の地域における公益的な取組)

- ・経済的に困窮しているほか、自力で対応するにはごみの量が膨大すぎるため、**地域住民と関係者が協力し、地域清掃の形でごみ撤去を実施した。**

(社会福祉法人の地域における公益的な取組)

- ・家賃滞納、多頭飼育、ごみ屋敷問題と多岐にわたる課題を抱える世帯に対して、動物保護団体と連携するとともに、**社会福祉法人による公益的な取組により自宅の環境を整備**

# (3) 健康面・経済面に課題を抱える方に対して活用可能な事業① (厚生労働省)

・健康面や経済面で課題を抱える方に対しては、以下のような施策の活用が考えられる。

## ごみ屋敷問題の解決に資する制度・事業 (1 / 2)

制度・事業	事業概要	法令等根拠	対象者	関係機関
介護保険サービス	要介護認定を受けた高齢者に対し、訪問介護（掃除等の生活援助）、施設入所などを提供	介護保険法	65歳以上の要介護者、40歳以上で特定疾病を持つ者	介護支援専門員（ケアマネ）、訪問介護事業所 等
地域支援事業	サービス・活動事業（第一号事業）（掃除支援、見守り等）	介護保険法	65歳以上の要支援者等	地域包括支援センター、NPO法人 等
障害福祉サービス	居宅介護（身体介護、家事援助等）、グループホーム利用、施設入所などを提供	障害者総合支援法	身体・知的・精神障害者、難病患者	相談支援専門員、障害福祉サービス事業所等
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者に対し、相談支援・就労支援・家計相談支援・住まい支援などを実施	生活困窮者自立支援法	生活困窮者	社会福祉協議会 等
生活保護制度	生活状況の確認、助言や借家等に居住する単身の生活保護受給者が医療機関、社会福祉施設等に入院又は入所し、その見込期間が6か月を超えることにより真に家財の処分が必要な場合、家財処分料を支給	生活保護法	生活保護受給者	福祉事務所 等
成年後見制度の申立て	判断能力が低下した人の財産管理や契約を支援	老人福祉法32条、知的障害者福祉法28条、精神保健福祉法51条の11の2	認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が不十分な者	家庭裁判所、社会福祉協議会 等
老人福祉法に基づく措置入所	生活困難な高齢者を養護老人ホーム等に市区町村が措置入所を実施	老人福祉法	認知症や家族がいない等やむを得ない事情のある高齢者	養護老人ホーム 等
重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ支援	複合的課題を抱える者への訪問（ごみ屋敷問題等）	社会福祉法	支援が必要な者	社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所・基幹相談支援センター、生活困窮者自立相談支援機関 等
地域包括支援センターによるアウトリーチ支援	高齢者の抱える生活課題を支援（介護サービスの調整、見守り等）	介護保険法	高齢者	地域包括支援センター 等

### (3) 健康面・経済面に課題を抱える方に対して活用可能な事業② (厚生労働省)

・法定の事業のほか、地方公共団体独自の取組や社会福祉法人・地域住民等の協力を得た取組を実施している例もある。

#### ごみ屋敷問題の解決に資する制度・事業 (2 / 2)

制度・事業	事業概要	法令等根拠	対象者	関係機関
精神保健福祉センター等によるアウトリーチ支援	右記対象者にアウトリーチ支援を行う。アウトリーチ支援を行うにあたっては、多職種による訪問支援が行える体制を整備する。	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	精神疾患が疑われる未治療者、精神科医療の中断者等	精神保健福祉センター、保健所、精神科医療機関等
訪問看護 (健康保険法等)	医師の指示のもと、訪問看護師が健康管理・療養支援	健康保険法	疾病・障害のある者	訪問看護ステーション、医療機関等

#### 市区町村による独自の取組や社会福祉法人等の公益的な取組

項目	取組概要	取組の仕組み	関係機関
都道府県及び市区町村独自の取組	高齢者や障害者等、ごみを自力で持ち出すことが困難な者を対象に、環境部局の職員が自宅まで訪問し、収集を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ出し困難な高齢者や障害者を対象に、玄関先まで職員が収集に向う取組</li> <li>・視覚障害や認知症の方に対しては専用の袋を用いて収集するなど、状況に応じた対応を実施している。</li> <li>・また、収集時には声かけを行い、「安否確認」が必要な場合は事前登録を行うことができる。費用は原則無料</li> </ul>	環境部局職員
社会福祉法人の地域における公益的な取組	家賃滞納、多頭飼育、ごみ屋敷問題と多岐にわたる課題を抱える世帯に対して、重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ支援の担当事業者が介入し、動物保護団体と連携するとともに、社会福祉法人による公益的な取組により自宅の環境を整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人の事務局を社会福祉協議会が担い、社会福祉法人の相互の連絡調整や交流を図り、地域における公益的な取組を促している。</li> <li>・分野横断的な課題を抱えた者に対して、社会福祉法人同士が協力・連携の取組を実施</li> <li>・例えば、ごみ屋敷問題に関しては、堆積物の排出のみに留まらず、今後も清潔な生活を維持できるように各法人からの生活用品の提供や就労支援を行っている。</li> </ul>	社会福祉法人、動物愛護団体、住宅担当
地域住民の地域における公益的な取組	経済的に困窮しているほか、自力で対応するにはごみの量が膨大すぎるため、地域住民と関係者が協力し、地域清掃の形でごみ撤去を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターや市職員が、近隣住民や関係機関からの情報提供を受け、支援が必要な状況を確認</li> <li>・本人の同意を得た上で、地域住民・関係機関と協議し、清掃支援の方法や役割分担を決定</li> <li>・地域の環境美化活動の枠組みを活用してごみの撤去を実施し、その後も継続的な見守りにより再発防止に努めている。</li> </ul>	地域住民、福祉部局

## (4) 支援現場へのフォロー体制（厚生労働省）

- ・ **実際に排出作業を行う際の工夫**としては、堆積物の収集に用いる機材や搬入先など、**専門的な支援が必要**となることから、**庁内の環境部局や地域の清掃事務所等と連携**している例が多くみられた。
- ・ 他方、**現場が必要としているフォロー**としては、十分な人員体制の確保や専用車両の手配など、**実際の堆積物の処理に関する人的・物的支援の充実**のほか、支援を行うまでに**関係機関間を調整する役割をおく**ことや、その後の継続的な伴走支援を見据えた**庁内での理解増進が必要**という意見もあった。

### 排出作業を行う際に工夫したこと

- ・ 福祉部局のみならず、環境部局、警察、消防、保健師、地域包括支援センター、清掃工場・清掃事務所など、**複数の庁内関係部局や地域の支援関係者等と連携**して支援に当たった。
- ・ 事案ごとに、環境部門とともに**実際の排出現地を下見し、排出作業時の人数や車両数等の見積もり**を行った。
- ・ **清掃センターや不燃物リサイクルセンターに協力を依頼**し、応援職員の派遣やごみ収集車の提供を受けた。さらに、堆積物を同センターに搬入する際、行政以外の車で持ち込んでも費用が発生しないよう、環境部署へ協力を要請した。
- ・ ごみ屋敷の居住者本人又はその親族が業者委託をして堆積物の処理を行うこととした場合は、**排出日に地方公共団体職員が立会い**を行った。

### フォロー体制として必要と感じたこと

- ・ ごみの梱包や排出作業などを福祉担当部署に求められることが多いが、業務負荷が大きいなか**一つの部署だけで全てを抱えることは困難**であるため、**庁内関係課が協力的であること**。
- ・ 大量の堆積物を排出するには、専用の車両（プレス車やミニダンプ車等）が必要になるため、**清掃事務所との協力・連携が不可欠**。また、ごみ処理場への搬入には、行政代執行をした場合を想定し、**費用の把握が必要**。
- ・ 排出作業にかかる**十分な人員の応援体制**。
- ・ **庁内で主導できる部署の整備**。その上で、当該部署には調整力も求められる。

## (5) 居住者の意識変容に向けた働き掛け（厚生労働省）

・「ごみ屋敷」事案が未解消となる理由のひとつとして「**居住者本人の意識変容を促す働き掛けの難しさ**」が挙げられた。継続的な伴走支援を基本としつつ、以下のような工夫を行っている事例がみられた。

### 様々なアプローチを模索し、信頼関係を構築する

居住者は、堆積物の処理について、これまでも繰り返し指摘されてきた経験から、他者との関わりそのものが迷惑で嫌なことになっている場合もある。このため、**居住者の体調や、日々の困りごとへの思いなどを傾聴し、居住者の生活歴や思いに寄り添った対応を心掛けることや、居住者が興味をもつもの（趣味など）をきっかけとして必要な支援者をつなげる**など、様々なアプローチを模索しながら、**居住者との間で信頼関係を築くことが重要**である。

### 専門職とチームになって対応する

医師会推薦の精神科医や、地方公共団体職員として勤務する心理士・嘱託医などと連携し、**居住者への対応について専門的知見に基づくアドバイスを得られる関係をつくる**ことで、居住者に対する実効的な働き掛けが可能となるだけでなく、実際に居住者にアプローチする職員が自信をもって対応することができる。居住者本人の状態を適切にアセスメントし、必要な支援につなげるためにも、会議体への参画等を通じて、**専門職と一体となった支援を行うことが効果的**である。

### 負担を分散しながら、根気強く、継続的に、働き掛ける

居住者に対して堆積物解消の緊急性と重要性を伝達し必要な説諭を行う職員と、居住者の心理状況等に寄り添いながら困りごとの解決に向けて伴走する職員とを分けるなど、**複数の部局、複数の職員が役割を分担しながら関わることで、職員の負担を分散しながら息の長い支援を行うことが可能**となる。

居住者への支援に当たっては、自発的な環境改善行動を起こせるようになることが理想であるため、廃棄方法や分別の仕方の助言をするほか、見守りやサポート体制の構築を検討するなど、一時的な対応に終始することがないよう、留意すること。

### 地域の身近な住民からも対象者が受容される環境整備に努める

「ごみ屋敷」事案の再発防止・早期発見に向けては、地方公共団体職員等による見守り支援だけでなく、近隣の住民や、自治会、民生委員など、**身近な相談相手となり得る者からのインフォーマルな支援が不可欠**である。このため、地域理解に基づく居住者に寄り添った見守り・伴走支援の重要性について、地域住民等と丁寧にコミュニケーションを図り、周知することが重要である。

## (6) 廃棄物処理法上の廃棄物該当性の判断事例（環境省）

・廃棄物とは、占有者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、**その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等**を勘案して総合的に判断されるものである。

### 物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。実際の判断に当たっては、生活環境の保全に係る関連基準（例えば土壌の汚染に係る環境基準等）を満足すること、その性状についてJIS規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合はこれに適合していること、十分な品質管理がなされていること等の確認が必要であること。

### 排出の状況

排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

### 通常の見取り形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

### 取引価値の有無

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

### 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分<sup>1</sup>の意思が認められないこと。したがって、単に占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記の各種判断要素の基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合、又は主として廃棄物の脱法的な処理を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されること。

\* 「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日付け環境規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）に基づく。

## (6) 廃棄物処理法上の廃棄物該当性の判断事例①（環境省）

・ごみ屋敷条例上の手続・判断等にかかわらず、ごみ屋敷の堆積物について廃棄物処理法上の廃棄物に該当するか否かの判断をした事例を紹介する。

環境省は、令和6年度に全国1,741市区町村を対象として「ごみ屋敷」に関するアンケート調査（以下「環境省調査」という。）を実施。

68市区町村から「判断事例あり」と回答があり、102事例の回答があった（①）。①及び②のとおり、廃棄物該当性の判断結果は、廃棄物と判断された事例が92件（90.2%）、有価物と判断された事例が10件（9.8%）と、廃棄物と判断された事例が多い結果であった。

③のとおり、廃棄物と判断された事例については、主に「物の性状」、「排出の状況」、「占有者の意思」が判断に与える影響が大きい項目となっており、特に「占有者の意思」が最終的な判断において最も重視される要素となっている。

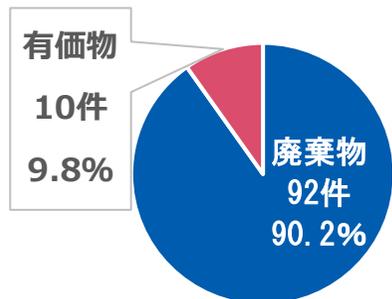
④のとおり、有価物と判断された事例については、主に「物の性状」、「占有者の意思」が判断に与える影響が大きい項目となっている。

・調査結果掲載URL：<https://www.env.go.jp/content/000303867.pdf>

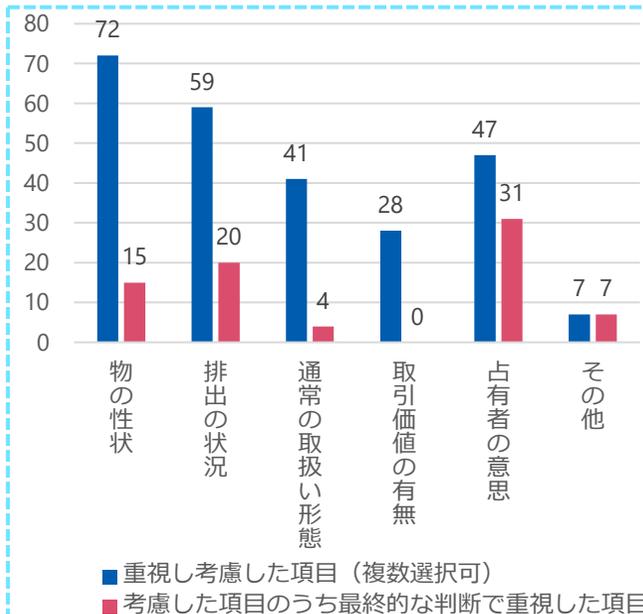
### ① 廃棄物該当性判断結果

項目	件数	割合
廃棄物	92	90.2%
有価物	10	9.8%
計	102	100%

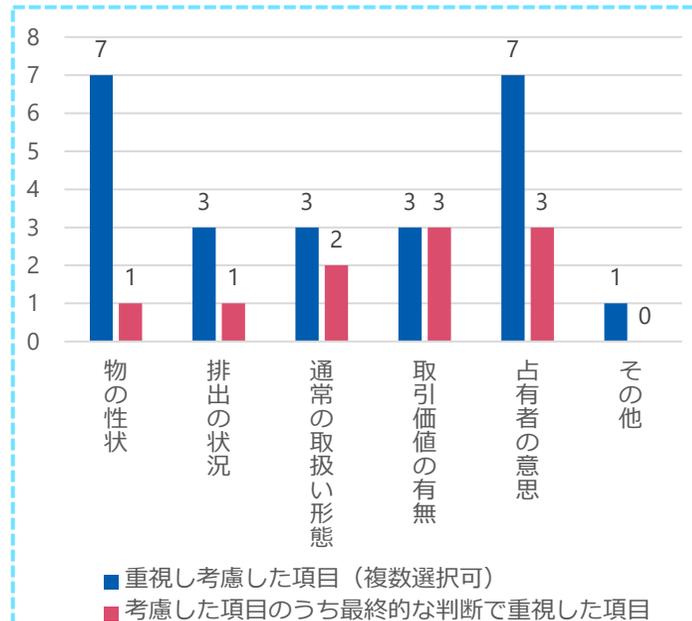
(有効回答数：102)



② 廃棄物該当性の判断結果



③ 廃棄物と判断された総合判断の各項目



④ 有価物と判断された総合判断の各項目

## (6) 廃棄物処理法上の廃棄物該当性の判断事例②（環境省）

・ごみ屋敷条例上の手続・判断等にかかわらず、ごみ屋敷の堆積物について廃棄物処理法上の廃棄物に該当するか否かの判断をした事例を紹介する。

### ①-1廃棄物と判断された事例

<b>具体的な事例</b>	<p>町内の複数のごみ集積所に置かれていた一般家庭等から排出された廃棄物を自宅に繰り返し持ち帰り、自宅建物内及び敷地内に大量に山積した状態で放置していた。持ち帰っていた廃棄物の多くは食器や着物等であり、建物内は天井まで積み上げられ、敷地内も広範囲に山積みとなっていた。自宅の貸主から退去を求められ、建物内及び敷地のごみについても撤去を求められており、町からも撤去するよう指導したが、本人は「有価物」であり財産である旨を主張していた。自宅の取り壊しが決まり、本人が町営住宅に入居することとなったため、敷地内のごみに関しては町の職員も協力し処分した。建物内については、建物の倒壊をごみで防いでいる箇所がみられたため、安全性を考慮し処分せず、建物の取り壊しの際に合わせて処分することとした。</p>					
<b>廃棄物該当性の判断を行った理由</b>	<p>支援を行うに当たり、堆積物が廃棄物処理法上の廃棄物に該当するか確認を行う必要があるため。</p>					
<b>重視し考慮した項目</b>	物の性状	<input type="radio"/>	排出の状況	<input type="radio"/>	通常 の 取扱い形態	<input type="radio"/>
	取引価値の有無	<input type="radio"/>	占有者の意思		その他	
<b>考慮した項目のうち最終的な判断で重視した項目</b>	<p>・排出の状況 堆積物のほとんどが食器類又は着物類であり、衣装ケース等に入っていたものの屋外に放置されていたため。</p>					
<b>特記事項</b>	<p>—</p>					

## (6) 廃棄物処理法上の廃棄物該当性の判断事例③ (環境省)

・ごみ屋敷条例上の手続・判断等にかかわらず、ごみ屋敷の堆積物について廃棄物処理法上の廃棄物に該当するか否かの判断をした事例を紹介する。

### ①-2廃棄物と判断された事例

<b>具体的な事例</b>	自宅敷地内の屋外に食品等を放置しており、飛散しているとの通報があり確認したところ、日用品や食品等をそのまま放置していた。放置している物品について、当人は利用予定のある「有価物」である旨を主張していた。飛散の防止や撤去、適切な保管をするよう求めたが健康面の問題もあるため作業困難で改善がみられない状況					
<b>廃棄物該当性の判断を行った理由</b>	改善されず健康面の問題を考慮した上で排出の支援を行うに当たり、堆積物が廃棄物処理法上の廃棄物に該当するか確認を行う必要があるため。					
<b>重視し考慮した項目</b>	物の性状	○	排出の状況	○	通常の取扱い形態	
	取引価値の有無		占有者の意思		その他	
<b>考慮した項目のうち最終的な判断で重視した項目</b>	・物の性状 飛散や害虫発生等の生活環境保全上の支障が発生するため。					
<b>特記事項</b>	環境担当による指導の結果、屋外に放置した物品について「廃棄物」と認めため、環境担当による堆積物の撤去支援を行った。ただし、再発の可能性が高いため定期的に現場確認を実施している。					

## (6) 廃棄物処理法上の廃棄物該当性の判断事例④（環境省）

・ごみ屋敷条例上の手続・判断等にかかわらず、ごみ屋敷の堆積物について廃棄物処理法上の廃棄物に該当するか否かの判断をした事例を紹介する。

### ①-3廃棄物と判断された事例

<b>具体的な事例</b>	<p>「自宅（借家）にごみを溜め込んでいる人がおり、その量がどんどん増えている」との相談を受け、原因者に対して期日を提示した上でごみの処分を依頼したが、期日までにごみの処分は行われず、その後も複数回にわたり、ごみの処分を依頼するも改善がみられない状況にある。</p> <p>本件に起因して強風や猫によるごみの飛散等に対する苦情や火災等を懸念する声が現場周辺の住民から数多く寄せられており実効性のある対応を強く求められている。</p> <p>なお、原因者の配偶者はごみを処分することの必要性は理解しているものの、原因者本人の協力が得られず、ごみの処分が行われていない状況にある。</p>					
<b>廃棄物該当性の判断を行った理由</b>	<p>環境美化推進条例に基づき勧告を行うに当たって堆積物が廃棄物処理法上の廃棄物に該当するか確認を行う必要があるため。</p>					
<b>重視し考慮した項目</b>	物の性状	○	排出の状況	○	通常の取扱い形態	○
	取引価値の有無	○	占有者の意思	○	その他	
<b>考慮した項目のうち最終的な判断で重視した項目</b>	<p>・占有者の意思 原因者の配偶者はごみを処分することの必要性は理解しているものの、原因者本人の協力が得られず、ごみの処分が行われていない状況にあるため。</p>					
<b>特記事項</b>	<p>市から、原因者に対しごみ処理の支援として具体的な処理方法等を伝えてあり、今後、対応が無い場合は建物の所有者に対し現況の写真及び文書を送付する予定である。</p>					

## (6) 廃棄物処理法上の廃棄物該当性の判断事例⑤（環境省）

・ごみ屋敷条例上の手続・判断等にかかわらず、ごみ屋敷の堆積物について廃棄物処理法上の廃棄物に該当するか否かの判断をした事例を紹介する。

### ②有価物と判断された事例

<b>具体的な事例</b>	<p>古物の許可を持っている人物が、物品の収集を行っていたが、管理状況が悪く、住居としている敷地にも、物品があふれている状況であった。複数回にわたり、整頓や撤去の指導を行ったところ、随時対応していたが、全体状況としては変化がなかった。直接ヒアリングを実施したところ、収集物品は有価物であり、現在の保管状況も、保管コストと経営理念に基づくものだ、とのことであった。各物品について具体的な排出ルート計画があったため、一応有価物と判断し、以後、事業所の環境が悪いとの観点より、整理の指導を行っている。</p>					
<b>廃棄物該当性の判断を行った理由</b>	<p>古物の免許を持っていたこともあり、廃棄物か有価物化の判断を行い対応する必要があったため</p>					
<b>重視し考慮した項目</b>	物の性状	○	排出の状況		通常の取扱い形態	
	取引価値の有無	○	占有者の意思	○	その他	○
<b>考慮した項目のうち最終的な判断で重視した項目</b>	<p>・取引価値の有無 廃棄物に見える物品についても、取引ルートを示したこと。</p>					
<b>特記事項</b>	<p>事業所の健全性という面から指導できる部署がない状況であり、有価物であったとしても、対応できる制度構築が必要だと思われる。</p>					

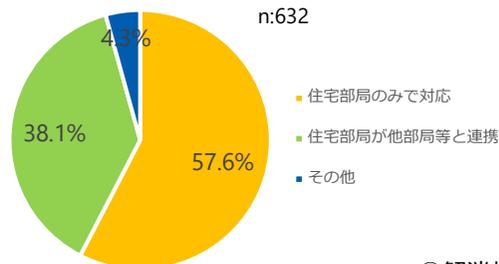
## (7) 公営住宅における状況① (国土交通省)

- 国土交通省において、事業主体に対し、公営住宅における「ごみ屋敷」の状況についてWebアンケートを実施した。

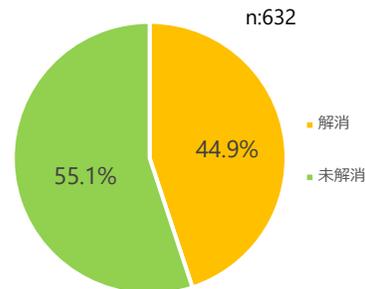
### 公営住宅における「ごみ屋敷」の状況

- 回答が得られた1,222の事業主体のうち、約4割の506の事業主体で「ごみ屋敷」の事例がみられた。
- 632の事例のうち、住宅部局（公社等の指定管理者含む。）のみで対応したものは約58%、福祉部局等他部局と連携して対応した事例は約38%であった。（①）
- 632の事例のうち、解消に至った事例は284件あったが、そのうち約26%は解消まで3年以上を要していた。また、未解消の事例も348件あった。（②、③）
- 特に福祉部局や自治会等と連携して対応した場合、住宅部局のみで対応した場合と比べて、解消した割合が高いことが分かった。（④、⑤）

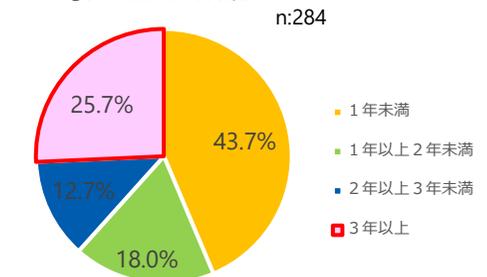
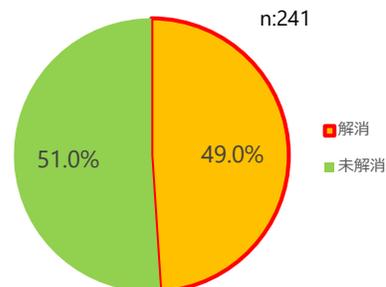
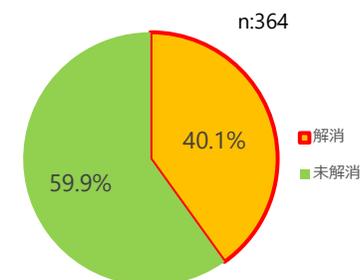
①対応部局の状況



②解消状況



③解消までの期間

④解消状況  
(福祉部局等との連携)⑤解消状況  
(住宅部局のみ)

## (7) 公営住宅における状況② (国土交通省)

- 公営住宅において、住宅部局だけでなく、**福祉部局や自治会等との連携により対応した事例**がみられた。
- こうした事例を踏まえると、
  - 入居者対応を速やかに行うために、**自治会等**と普段から円滑なコミュニケーションをとること
  - 「ごみ屋敷」の発生を把握した場合は、住宅部局のみで対応するのではなく、入居者のおかれている状況に応じて、関係する地方公共団体内の**福祉部局**や外部団体等と**連携し対応**すること
  - **福祉部局等が所管している支援策**を有効に活用すること
  - ごみ屋敷解消後も定期的に見守り活動を行い、再発防止に努めることなどに取り組むことが効果的であると考えられる。

### 公営住宅における取組事例

- 住宅部局と自治会等とが定期的にコミュニケーションをとり、入居者のトラブルについて迅速に対応できるような体制を整備。また、「ごみ屋敷」対応時に限らず、福祉部局等とは常時連携をとっていたため、有事の際も速やかに対応できた。
- 入居者トラブルとして住宅部局のみで対応をしていたが、入居者が障害者であったため福祉部局とも連携を行った。最終的には住宅部局、高齢者福祉部局、介護認定部局、障害者福祉部局、民生委員、包括支援センター、相談支援センター（NPO法人）とで協議し対応。関係部局による定期的な訪問や粘り強い対応によって、入居者が片付けに意識を向けるようになった。
- 入居者に関する情報について、複数部局で情報共有して対応を行った。※個人情報に係る情報の共有は配慮が必要
- 「ごみ屋敷」が解消した後も、公営住宅の指定管理者が本人の同意を得て、定期的に見守り訪問を行い、再発防止に努めている。

## (1) 再発防止に向けた取組（環境省）

・環境省調査で、再発防止のため、居住者に対する福祉的支援や、福祉的支援以外の支援を通じ、居住者や家屋内における堆積物の状況を確認し、堆積物の撤去指導・支援につなげている事例は117市区町村（6.7%）であった。下記表は事例の回答の一部を抜粋したものである。

### 福祉的支援や、福祉的支援以外の支援を通じ、居住者や家屋内における堆積物の状況を確認し、堆積物の撤去指導・支援につなげている事例

#### 具体例

- ・ 訪問介護
- ・ 民間団体によるごみ出し支援
- ・ 子育て世帯訪問支援事業
- ・ 家庭訪問した職員による助言と撤去支援、生活扶助
- ・ ペットの多頭飼育の指導、民生委員・児童委員の見守り
- ・ さわやか訪問収集事業、ふれあい収集事業、高齢者ごみ出し支援制度
- ・ 県のアウトリーチ支援事業を活用し、ひきこもり家庭の介入を行い、その中でごみ屋敷であるケースの撤去支援
- ・ 生活困窮者や高齢者で本人や関係者から役場に相談があった場合、訪問介護等の福祉制度の利用が可能か判断するにあたり本人の自宅を訪問するが、居住環境に問題があれば、制度を案内
- ・ 地域包括支援センターが実施する総合相談業務
- ・ コミュニティソーシャルワーカーが実施する個別支援
- ・ 生活困窮者自立支援制度
- ・ 社会福祉協議会が実施する包括的支援体制整備事業（地域支援員制度）
- ・ ガス、水道の検針
- ・ 要保護児童対策連絡協議会
- ・ 障害児通所支援
- ・ 公営住宅管理
- ・ 家計改善支援事業
- ・ 粗大ごみ福祉収集
- ・ 重層的支援体制整備事業（多機関協働事業及びアウトリーチ事業）を活用した関係機関等との協働による支援
- ・ 福祉協議会ライフレスキュー事業
- ・ 町内会単位で行っている有料ボランティアによるごみ出し支援
- ・ ケースワーカーによる定期的な生活保護受給者宅への訪問
- ・ 社会福祉協議会が実施する不用品、廃棄物等片付け費用給付制度

## (2) 再発防止に向けた継続的な支援の取組事例（厚生労働省）

- 再発防止の対応としては、堆積物の排出後にサービスの利用等につなげ、定期的な支援を行うこととしている事例がみられた。また、既存の福祉サービスの対象とならない対象者に対しても、インフォーマルな資源の活用も含め見守りを継続した事例がみられた。

### 再発防止に向けた継続的な支援の取組例

#### ①：堆積物の処分後、サービス利用等につなげた事例

- 介護サービス（ヘルパー派遣）利用に向け居宅内の一斉清掃を実施してヘルパーの利用を開始。関係者が定期的に訪問し、見守りを継続。最終的に居住者は、施設に入所
- 条例に基づく排出支援実施後、介護保険や障害等のサービスの対象となる方については、それらのサービス利用等につなげることにより再発防止に取り組んでいる。
- ごみ出しの片付けにあたり、片付けが完了した暁には、介護保険や障害施策などサービスの利用や、関係機関や民生委員などの訪問を受け入れてもらうなど何等かの目が継続的に入るよう支援をした。
- ごみ屋敷を片づけた後、居住者は生活自立支援センターの協力を得て、一時生活支援事業（現・居住支援事業）を利用。その後、生活保護受給を開始し、アパートへ転居した。金銭管理を民間業者に依頼し、单身生活を送っている。

#### ②：サービスの対象外になる方等をインフォーマルな資源の活用も含め見守りを継続した事例

- 既存のサービス利用の対象外もしくはサービス利用拒否の場合には（特に再発リスクの高い場合）、区役所担当課や地域包括支援センター等の関係機関の訪問等による見守り体制を整えることで、再発防止や早期発見となるよう取り組んでいる。
- 再発防止は、居住者に社会資源の目を入れることが重要。ごみ屋敷が解消した後も、訪問看護や家事援助を入れる、地域ボランティアに訪問を依頼しお話し相手になってもらうなど、再発していないかどうか確認できる仕組みを持つことと、再発しかけた場合に即、地方公共団体が指導等関与し、再発防止に努めることが必要であると考え。
- 福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、対応する公的制度がない方等を対象に、「地域あんしん支援員」を設置。支援員が継続して寄り添いながら、地域や関係機関と連携・協働し、適切な支援に結び付けることで、誰もが安心して日常生活を営むことを実現し、本市の地域福祉の向上を図っている。

## (3) 高齢者ごみ出し支援制度の活用①（環境省）

・高齢者がごみ出しに課題を抱える事例が増加していることを踏まえ、環境省においては、全国の地方公共団体向けに、高齢者を対象としたごみ出し支援制度の実態調査、特徴的な地方公共団体のごみ出し支援の実態に関する調査・分析等を実施してきた。「**高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き**」はこうした調査・分析に基づいて作成しており、今後ごみ出し支援を行おうとする地方公共団体において、制度設計、運用を検討する際の参考となるよう、また課題の改善や事業の見直しにつながるよう取りまとめ、令和3年3月に発出したものである。

・環境省調査により把握した事例等に関して、「**ごみ屋敷**」事案の再発防止の取組を支援する観点から、「**高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き**」を令和7年4月に改訂し、居住者や家屋内における堆積物の状況の把握等に関してごみ出し支援制度を用いている事例を紹介している。

手引き掲載URL：<https://www.env.go.jp/content/000308963.pdf>



### 「高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き」の内容

#### 本手引きの目的と活用方法

1. 本手引きの目的
2. 本手引きの活用方法

#### 高齢化等の社会変動と高齢者のごみ出し支援の現状

1. 高齢化等の社会変動の状況
2. 高齢者のごみ出し支援の実態

#### 制度導入フロー ～高齢者のごみ出し支援制度導入～

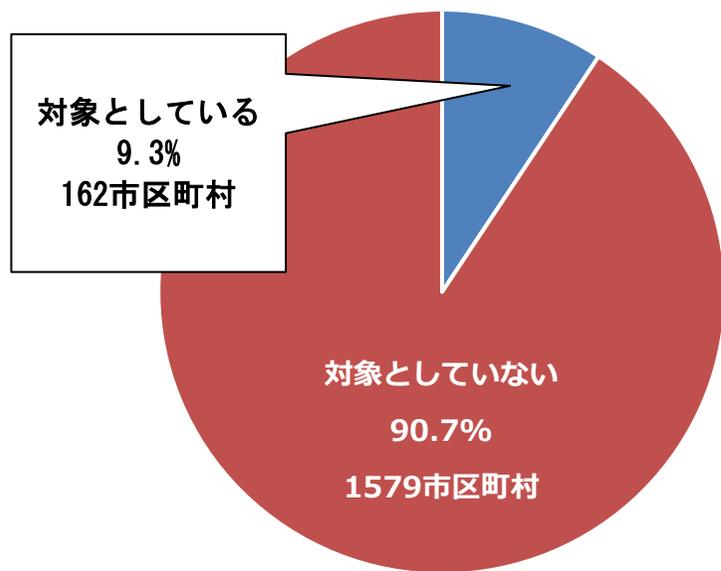
1. 『高齢化社会に対応した廃棄物処理体制』の制度導入フロー
2. 【STEP1】導入前の実態把握
3. 【STEP2】計画 ～高齢者のごみ出し支援制度設計～
4. 【STEP3】運用 ～動かす～
5. 【STEP4】評価 ～チェックする～

## (3) 高齢者ごみ出し支援制度の活用②（環境省）

・環境省調査によると、高齢者ごみ出し支援制度について、**ごみ屋敷居住者を対象としている事例は162市区町村であった**。そのうち、**家屋内から最寄りのごみ出し場まで搬出する事例があると回答した市区町村は26市区町村（16.1%）**であった。以下にごみ屋敷居住者を対象としている理由の一部を抜粋している。

直近5年度（令和2年度～6年度）における  
ごみ屋敷居住者へ的高齢者ごみ出し支援制度活用事例

（有効回答数：1,741）



ごみ屋敷居住者を高齢者ごみ出し  
支援制度の対象としているか

### 具体例（抜粋）

#### ごみ屋敷居住者を高齢者ごみ出し支援制度の対象としている理由

- ・ごみ等を集積場所に排出することが困難な世帯であってごみ等の排出について、親族、近隣者等の協力を得ることが困難な高齢者等を支援する目的であり、ごみ屋敷居住者を除外するものではないため
- ・訪問介護等の介護保険サービスに付随する形の制度のため、介護保険対象であれば制度対象外とする理由がないため
- ・ごみ屋敷居住者が障害者又は高齢者に該当する場合、又は町長が認める場合に対象
- ・ごみ屋敷に居住しているかどうかに関わらず、支援が必要な方全般を対象
- ・本町における「ふれあい収集」は、実施要項にて対象となる世帯を規定。個別の身体状況や生活状況を聞き取ったうえで真に必要な対象者か判断をしたうえで実施しており、ごみ屋敷居住者であっても対象者に該当する場合は「ふれあい収集」を実施

## (3) 高齢者ごみ出し支援制度の活用③（環境省）

- 「高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き」においては、高齢者ごみ出し支援制度においてごみ屋敷居住者を対象に含める事例や、家屋内からごみ運搬を行う事例、また、活用できる特別交付税措置があることを紹介している。

### 「高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き」 ごみ屋敷に関する記載（概要）

#### 第3節 【STEP2】計画～高齢者 のごみ出し支援制度設計～

##### 第2項 利用者の要件(P.51)

制度を利用する利用者の範囲は、年齢、世帯構成、要支援・要介護認定・障害者認定のほか、特例を認めるなどの要件を検討する。

- ・高齢者のごみ出し支援制度はごみ屋敷の再発防止についても効果があると報告されている事例もある。
- ・令和6年11月末時点において162市区町村がごみ屋敷居住者も対象としている。

#### 第5節 【STEP4】評価～チェックする～

##### 第2項 課題の抽出と見直しの視点(P.102)

制度におけるごみ屋敷に関する取組等について記載

- ・玄関先からのみならず家屋内からごみの搬出を行う事例もある。
- ・家屋内から最寄りのごみ出し場まで搬出する事例は26市区町村

ごみ屋敷化	ごみ屋敷の再発防止	「ごみ屋敷」の解消と発生（再発）防止について
福祉関係者とのネットワークを有する福祉部局と連携の上、本事業の潜在利用者へ啓発活動を実施している。 (大阪府東大阪市)	「ふれあい収集」の対象者要件に、「ごみ屋敷」条例の対象者を含めることを検討している。 (平成30年調査時) (神奈川県横浜市)	ごみなどの堆積による「不良な生活環境」（「ごみ屋敷」）の解消と発生（再発）防止を目指し、「不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例」を制定した。 (神奈川県横須賀市)

# 多機関連携によるごみ屋敷対策と本人に寄り添った支援の事例①（厚生労働省）

・「把握」「対応」「再発防止」のそれぞれの対応を踏まえ、包括的な支援によって「ごみ屋敷」事案が解消された事例を紹介する。

## ごみ屋敷問題への包括的な対応と支援の取組①

### 背景

ごみ屋敷問題は、居住者だけでなく近隣住民の生活環境にも影響を及ぼすことから、市民からの苦情を受け、複数の地区から対応の提案がされた。これを契機に、早期発見・早期対応の必要性が認識されるとともに、指導的な対応を行うため、**全庁的に条例の策定を検討**。条例施行後は、「ごみ屋敷」と判断された事案について、**地区ごとに必ず対策会議を開催し、関係機関が連携して対応する体制を整えている**。

### 取組

ごみ問題による悪臭・害虫等の苦情があった単身で生活保護を受給中の高齢者の事例では、まず、居住者のニーズを把握するため、ケースワーカーが訪問、身体機能や認知機能の低下を確認。対象者は当初、排出に消極的だったが、継続的な支援を行う中で「自分では片付けられない」との意思が確認されたため、福祉部門や環境部門が協力し、**条例に基づく排出支援を実施**した。同時に、**要介護認定の受診調整や介護サービスの導入も進める**。

### 再発防止

再発防止のため、その後も地域包括支援センターなどと連携し、多様な関係機関がそれぞれの**専門性を活かしながら定期的な見守りを実施**。さらに、関係機関間での情報共有を徹底し、早期発見につなげることで、再発防止と支援者の負担軽減を図っている。そして、単に堆積物の排出を促すのではなく、居住者が生活の中で大切にしていることや生活状況を十分に把握し、居住者本人の生活支援につなげていく視点を忘れないことを何より重要としている。

### 対応体制確立プロセス

#### ①検討・協議

プロジェクト会議での検討、環境部局・福祉部局の担当課による打合せ、条例のパブリックコメントの実施 等

#### ②主な検討事項

対象範囲の決定、判定基準の策定、解消手段の検討、相談内容の整理、調査範囲と個人情報の取扱い、運営体制 等

#### ③条例の施行と運営体制の整備

条例施行後、副市長通知を発出し、全庁的な取組を推進、地区対応マニュアルの制定 等



# 多機関連携によるごみ屋敷対策と本人に寄り添った支援の事例②（厚生労働省）

- 「把握」「対応」「再発防止」のそれぞれの対応を踏まえ、包括的な支援によって「ごみ屋敷」事案が解消された事例を紹介する。

## ごみ屋敷問題への包括的な対応と支援の取組②

### 背景

美しいまちづくりを進める中で、ごみ屋敷問題が浮上したことを受け、**環境部内に専門部署を設置**。庁内の情報共有体制を強化するため、**部長級職員が出席する会議を定期的**に開催し、関係部署間の連携を強化した。**役割分担を明確にすることで、環境部門と福祉部門の横断的な連携による支援体制が確立**した。居住者のニーズを把握するため、ケース診断会議や地域ケア会議を活用するほか、令和6年度からは、長期化・硬直化した案件の打開策として社会福祉法の支援会議を活用し、庁内で対応策を再検討している。

### 取組

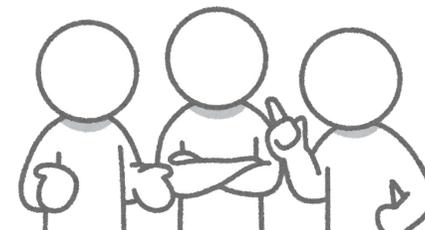
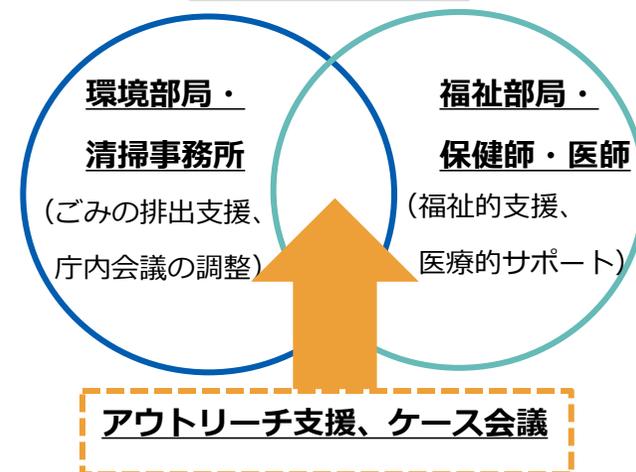
精神疾患を抱える者が、ごみ屋敷に居住し支援を拒否していたケースでは、説得を試みるも、はじめは受け入れられなかった。そこで、保健所につなげ、**医師を含むアウトリーチチームが見立てを行い、継続的に関与**。さらに、**職員が精神科医に「ごみ屋敷」事案の相談することで、適切なアプローチ方法の助言を受けて支援にあたった**ところ、居住者の行動に変化が見られ、堆積物の排出に対して受け入れの姿勢を示した。また、環境部門・福祉部門の職員だけでなく、清掃事務所とも連携しながら堆積物の排出作業を実施した。

### 再発防止

再発防止策としては、居住者が孤立しないよう**社会資源を活用することが重要**であるため、環境部局・福祉部局の職員、訪問看護や家事援助、**地域ボランティアによる本人の困りごとの聞き取り**や、再発の有無を確認する継続的な見守り活動を行っている。

居住者には資力がない場合が多いため、支援のタイミングが重要。対象者がやる気を見せたタイミングを逃さず、早期に片付けを実施することが効果的である。

事案に対する役割体制

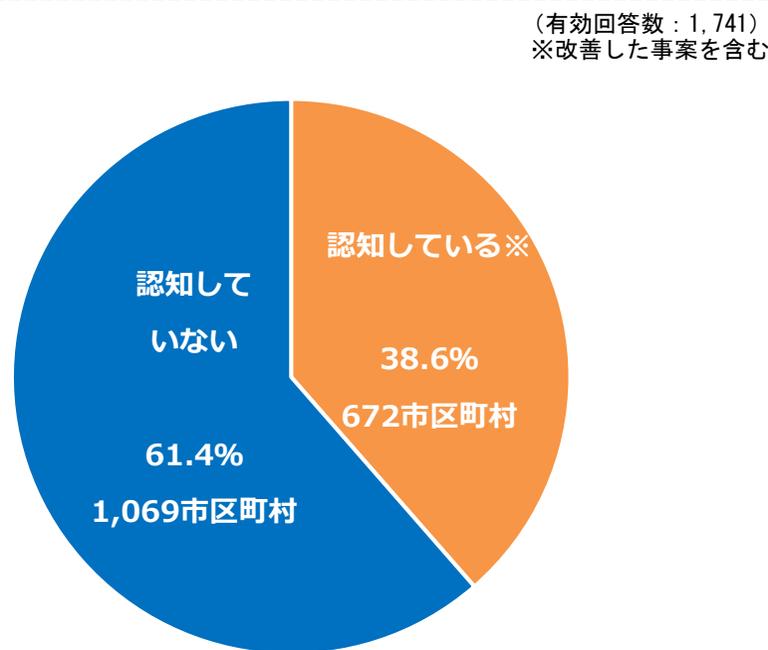


# 「ごみ屋敷」に関する調査報告書①（環境省）

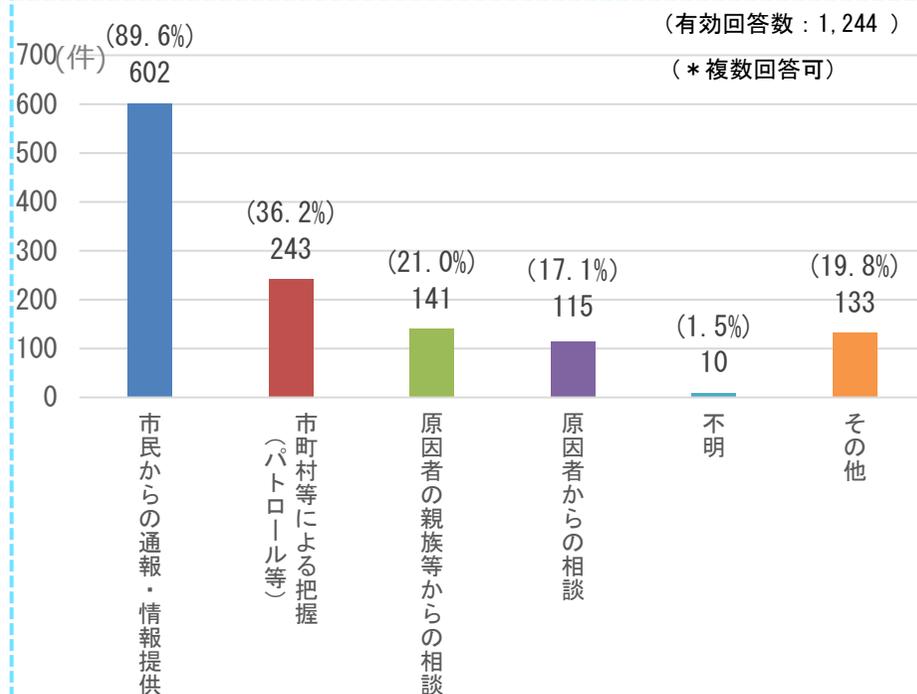
・環境省調査によると令和2年度から6年度の直近5年度の期間で、**ごみ屋敷事案を認知している旨**回答した市区町村は**672**と、**全体の約38.6%**であった。

・ごみ屋敷事案の主な認知方法として、最も多かったものは「**市民からの通報・情報提供**」、次いで「**市町村等による把握（パトロール等）**」、「**原因者の親族等からの相談**」であった。「その他」としては、「福祉部署からの相談」、「空家対策担当部署からの情報提供」、「警察、消防等関係機関からの情報提供」、「不動産所有者、管理会社等からの相談」、「民生委員からの相談」、「地域包括支援センターやケアマネジャーからの相談」等の回答がみられた。

## 直近5年度（令和2年度～6年度）における ごみ屋敷事案の認知状況



直近5年度（令和2年度～6年度）  
におけるごみ屋敷事案の認知状況



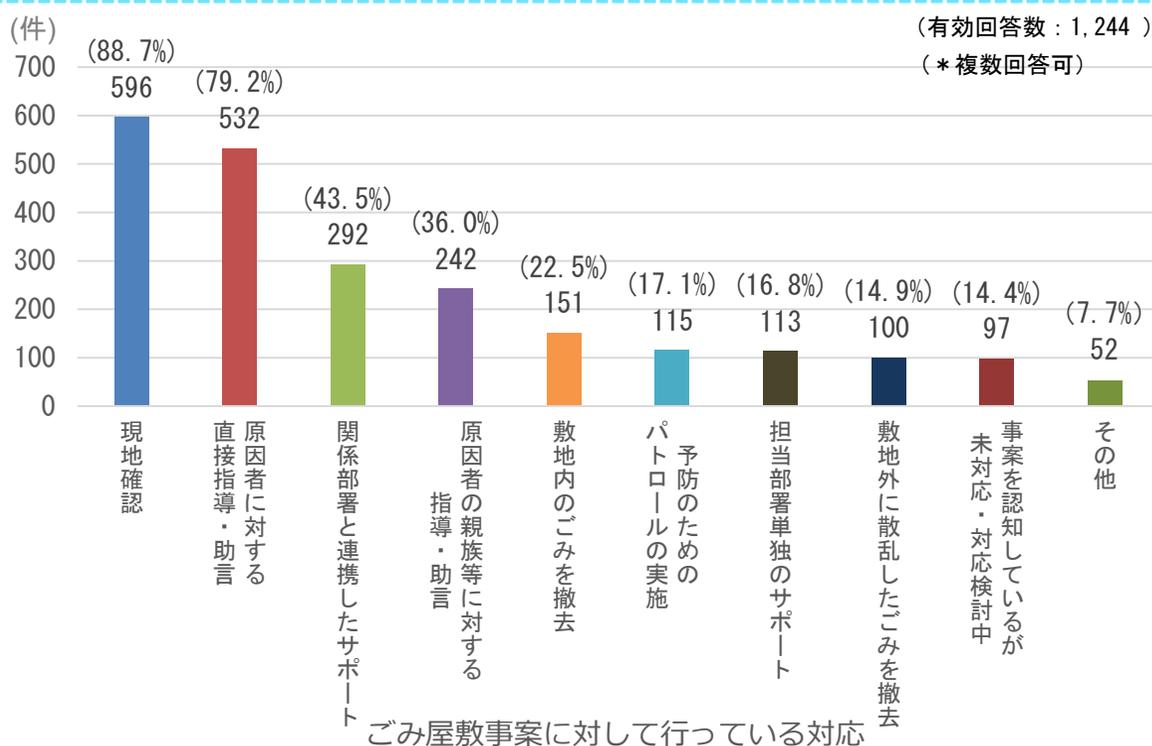
ごみ屋敷事案の主な認知方法  
\*ごみ屋敷事案を認知している市区町村数  
(672)を100%とした。

# 「ごみ屋敷」に関する調査報告書②（環境省）

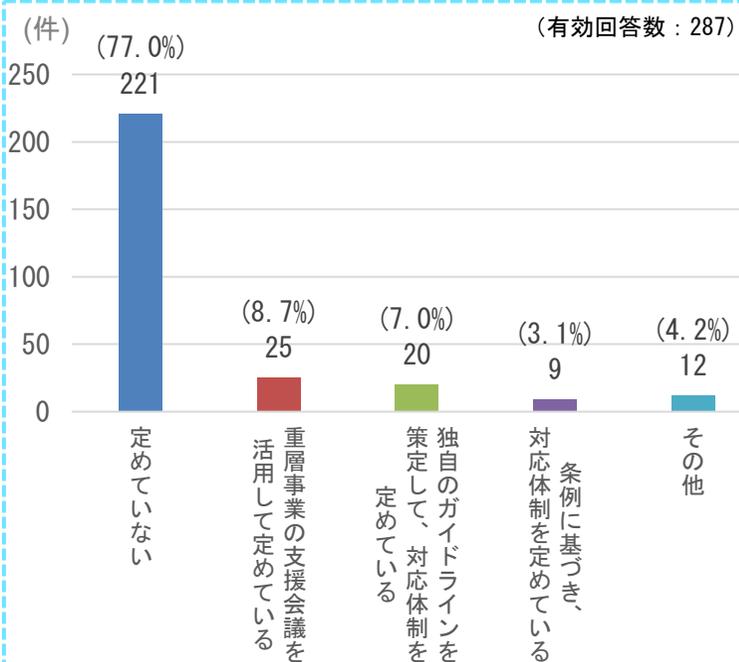
・ごみ屋敷事案を認知している旨回答した市区町村のうち、ごみ屋敷事案に対して行っている対応として、最も多かったものは「現地確認」、次いで「原因者に対する直接指導・助言」、「関係部署と連携したサポート」であった。また、「関係部署と連携したサポート」と回答した市区町村のうち、関係部署と情報共有や対応方針の検討に当たっての既存の会議体やマニュアル等については、最も多かったものは「定めていない」、次いで「重層事業の支援会議※を活用して定めている」、「独自のガイドラインを策定して、対応体制を定めている」であった。

※重層的支援会議及び社会福祉法上の支援会議の両方を含むものとして調査

## 直近5年度（令和2年度～6年度）における ごみ屋敷事案の対応状況



\*ごみ屋敷事案を認知している市区町村数  
(672)を100%とした。



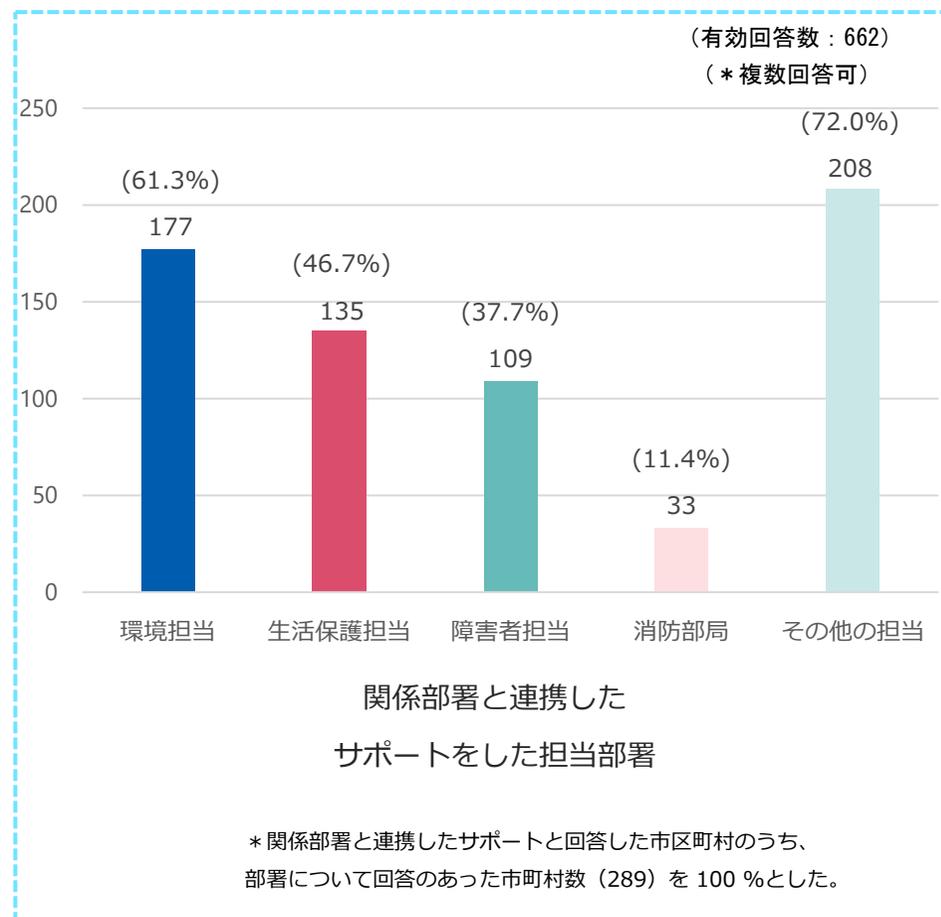
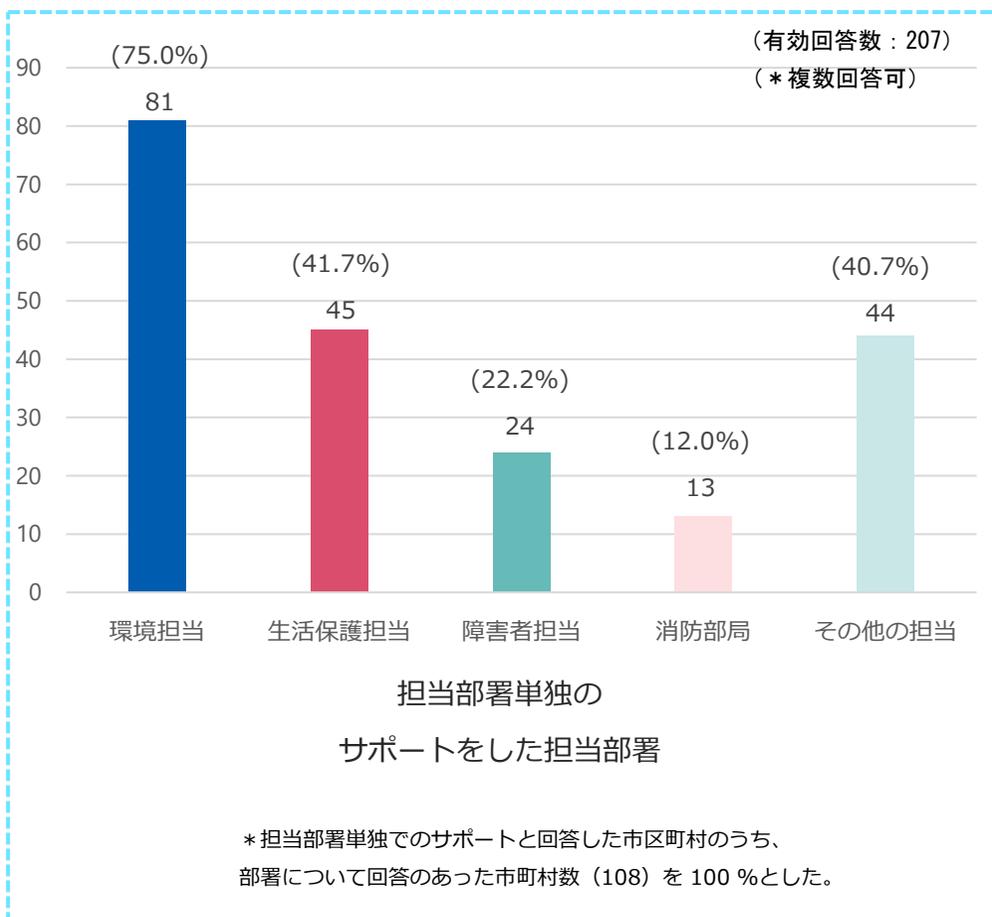
対応方針の検討等の会議体やマニュアル等

※「関係部署と連携したサポート」と回答した市区町村のうち、回答のあった市区町村(287)を100%とした。

# 「ごみ屋敷」に関する調査報告書③（環境省）

・ごみ屋敷事案を認知している旨回答した市区町村のうち、ごみ屋敷事案に対して行っている対応として、「**担当部署単独でのサポート**」もしくは「**関係部署と連携したサポート**」と回答した市区町村における担当部署は、「その他」を除きどちらも「**環境担当**」が最も多く、次いで「**生活保護担当**」が多かった。

## 直近5年度（令和2年度～6年度）におけるごみ屋敷事案の対応にあたりサポートを実施した担当部署



# 「ごみ屋敷」に関する調査報告書④（環境省）

・下記表は、単独部署でサポートをした場合は単独部署毎に、関連部署と連携したサポートをした場合はまとめて、それぞれのサポート内容の回答の一部を抜粋したものである。

## 直近5年度（令和2年度～6年度）におけるごみ屋敷事案の対応にあたりサポートを実施した担当部署及びサポートの内容

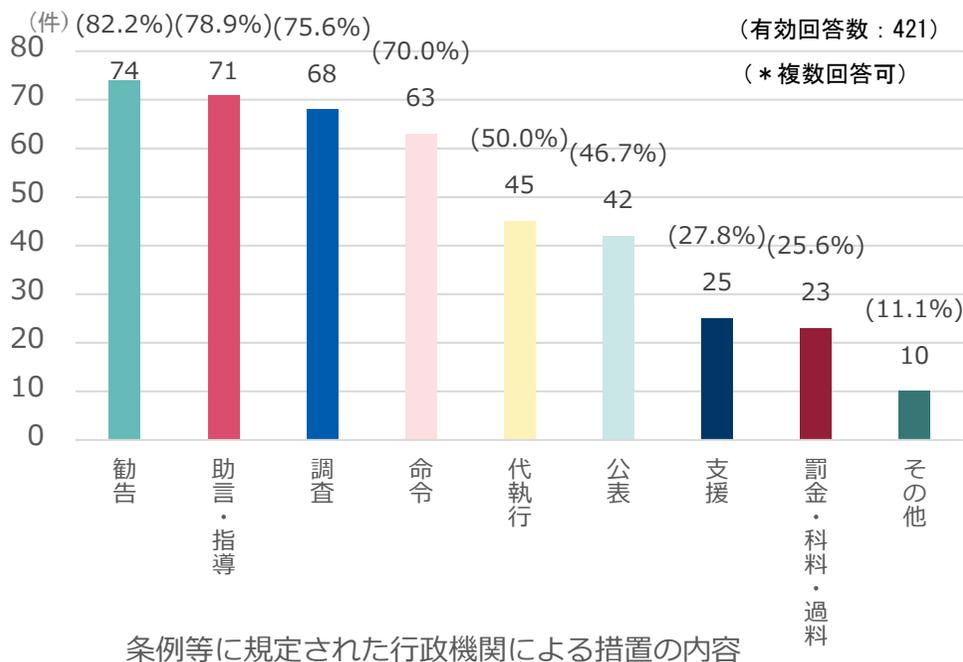
分類		具体例（一部抜粋）	
環境担当 (単独)		<ul style="list-style-type: none"> <li>現地確認、定期訪問、パトロール</li> <li>堆積物の撤去指導、助言、ごみの出し方の分別指導、補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集運搬、処分、収集の調整等</li> <li>撤去作業に必要な資器材の貸出</li> </ul>
生活保護担当 (単独)		<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法に基づく、入院・入所時における家財処分料（一時扶助）の支給</li> <li>市の要綱で定められた「生活環境改善事業」を利用し、業者に依頼して居宅清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問等による指導、生活態度の改善指導、ごみ処理業者等の情報共有</li> </ul>
障害者担当 (単独)		<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービスの導入、案内、導入前のごみ出し支援</li> <li>生活態度の改善指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>撤去作業支援、職員共同で片付け</li> <li>アウトリーチ支援全般</li> </ul>
消防部局 (単独)		<ul style="list-style-type: none"> <li>火災予防の観点からの助言、指導</li> </ul>	
その他の担当 (単独)		<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会との連携</li> <li>高齢者福祉担当課、地域包括支援センター、地域住民による撤去</li> <li>地域包括支援センターから親族への助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉コーディネーターによる相談支援</li> <li>市営住宅管理者として、片付けの指導、片付けの手伝い</li> <li>敷地前道路の堆積物撤去指導（土木関係部局）</li> </ul>
関係部署連携	環境担当 +福祉部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>重層的支援事業を活用し、市区町村の関係部局が把握している情報、居住者本人から聴取した情報を一元的に集約、共有。福祉部門が介入し関係性を構築した後、環境部門による堆積物の排出支援に移行。居住者が応じやすくなった。</li> <li>社会福祉協議会や地域包括支援センター等の協力を得て、包括的相談支援体制を構築し対応（環境部局）。撤去前の片付け、計画相談員によるヘルパーの派遣（福祉部局）。社会福祉協議会や地域包括支援センターによる定期的な見守りと指導、助言を行い、高齢者には介護サービスの利用等を実施（福祉部局）</li> </ul>	
	環境担当 +福祉部局 +その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者のごみ屋敷の場合は関係者で現地確認を行い、生活保護担当が本人の承認を取った後に環境担当が処理。社会福祉協議会（多機関協働事業者及びアウトリーチ事業者）が関係機関との調整や原因者と関係構築。市営住宅の事例については、住宅担当が堆積物の撤去にかかる手続き。片付け作業にはライフレスキュー事業（社会福祉法人間の連携により取り組む地域貢献活動）の協力を得た。生活困窮担当が生活保護申請までの支援を行った。市職員、地域包括支援センター職員及び地域住民と協力して、堆積廃棄物の撤去</li> <li>ごみ屋敷について相談があった案件は、その主訴に関わらず廃棄物部局、福祉とりまとめ課、道路、建築、空き家、生活衛生などの関係課すべてに電子会議室で共有し、各分野での指導の必要性や福祉的支援の必要性などを話し合うほか、現場同行依頼や排出支援時の協力依頼などに活用</li> </ul>	

# 「ごみ屋敷」に関する調査報告書⑤（環境省）

・「ごみ屋敷」の問題については、従前より、生活環境の保全や公衆衛生を害する状況に対応すること等を目的とした条例を制定する等、解決に向けて取り組んでいる地方公共団体が多くあることから、ごみ屋敷事案に対応することを目的とした条例等の制定状況について調査を行った。

・**条例等**について「**制定済み**」と回答した**90市区町村**のうち、行政機関による措置の内容として最も多かったのは「**勧告**」であり、82.2%を占めていた。次いで「**助言、指導**」、「**調査**」、「**命令**」となっている。また、措置として「**支援**」を規定していると回答のあった**25市区町村**の支援の詳細について、回答の一部を抜粋した。

## 直近5年度（令和2年度～6年度）における ごみ屋敷事案に対応する措置の詳細



\*ごみ屋敷事案に対応することを目的とした条例等について「制定済み」とした市区町村数（90）を100%とした。

## 措置としての「支援」の詳細

### 具体例

- 生活保護法等の規定に基づく手続等に関する情報の提供、助言
- 廃棄物の収集、運搬、処分の支援
- 堆積者から堆積物の撤去について同意を得たものの、経済的理由から撤去できない場合、審議会に諮問し、その答申を踏まえて経済的な支援
- 生活保護や介護保険の案内等
- 不良な生活環境の状況及び原因者の事情に応じ、堆積した廃棄物の排出の指導又は収集、建築物等の緊急的な補修の援助、動物の適切な飼い方の指導、動物の引取り、立木等の伐採の助言、市営住宅への入居の誘導等
- 地域住民で行う片付け支援
- 居住者が自ら解決できるよう、当該状態の解消に資する情報の提供や清掃用品等の支給、生活環境を著しく損なわれている地域住民に対し、ごきぶり、はえ、ねずみその他これらに類する動物を駆除するための用具等の支給